

近江八幡市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成２２年近江八幡市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別記様式（その１）中「様」を「宛」に、

「
経理責任者名
⑩
を
経理責任者名
（署名又は記名押印）
に、
」

「第７条第１項」を「第７条第１項の規定」に改める。

付 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

提案理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。